

報道関係者各位

## 被災者の迅速な生活再建の支援に向け 災害時の相談業務等に関する協定を締結します

茨木市は、令和6年1月16日（火）に、大阪弁護士会と「災害時における相談業務等の協力に関する協定」を締結します。

本市と同会は、本市が実施している法律相談の開始当初（昭和46年（1971年）9月）から、同会による弁護士派遣を受けるなど、長期にわたり協力関係にあります。今回の協定は、本市で災害等が発生した場合に、被災者等の迅速な生活再建を支援するため実施する相談業務等について、同会と連携協力しながら円滑に実施することを目的とし、被災者等に対する法律全般に関する相談の実施や被災者等の生活再建及び被災地域の復旧・復興に関する情報、その他被災者等に有益な情報の提供を行います。

本市では、今回の協定締結を機に、災害時に被災者相談などの支援を迅速に立ち上げ、円滑に実施できるよう、体制の整備を進めてまいります。

### ■協定名称

災害時における相談業務等の協力に関する協定

### ■協定相手方

大阪弁護士会（大阪市北区西天満1-12-5、会長 三木秀夫）

### ■協定締結式概要

日時：令和6年1月16日（火）、午前10時から

場所：茨木市役所南館3階 防災会議室（茨木市駅前三丁目8番13号）

出席者：大阪弁護士会会長 三木秀夫ほか4名、

茨木市長 福岡洋一ほか3名

当日取材等をご検討いただける場合には、お手数をおかけいたしますが、事前に下記の間合先までご連絡をいただきますようお願いいたします。